

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 字の区域の変更(三二二、三三二・市町村課)
 - 平成十四年度毒物劇物取扱者試験の実施(三三三・医務薬事課)
 - 道路区域の変更(三二四・道路環境課)
 - 生産事業者の登録(三二五・山本総合農林事務所)
 - 生産事業者の登録の抹消(三二六・山本総合農林事務所)
 - 生産事業者の登録(三二七・仙北総合農林事務所)
 - 開発行為に関する工事の完了(三二八・仙北建設事務所)
 - 認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消し(三二九・資源エネルギー課)
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
 - 土地改良区の役員の退任の届出(北秋田総合農林事務所)
 - 土地改良区の役員の就任及び退任の届出(秋田総合農林事務所)
 - 土地改良区の定款変更の認可(秋田総合農林事務所)
 - 県営土地改良事業工事の完了(秋田総合農林事務所)
 - 土地改良事業工事の完了の届出(由利総合農林事務所)
 - 土地改良区の定款変更の認可(平鹿総合農林事務所)
 - 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 4件

- 教育委員会会議の開催(六)
- 収用委員会告示
- 収用の裁決手続きの開始の決定(二)

告示

秋田県告示第三百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、南秋田郡若美町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
南秋田郡若美町野石字西下八ツ面 四八の一、四九、四九の一、五〇から五二 まで、五五、五六の一、五六の二、五七、 七七の一の一部、七七の二及びこれらの区 域に隣接介在する水路である国有地の全部	南秋田郡若美町野石字東下八ツ面 八ツ面
南秋田郡若美町野石字西中李台 二六の三の一部、二七の一部	南秋田郡若美町野石字中八 ツ面
南秋田郡若美町野石字東下八ツ面 五七の一の一部及びこの区域に隣接する水 路である国有地の全部	
南秋田郡若美町野石字西中李台 一の一の一部、一の二、五の一の一部、五 の二及びこれらの区域に隣接する道路であ る国有地の全部	
南秋田郡若美町野石字八ツ面台 四二の二の一部、四三の五の一部、四三の 七の一部、一五四の三、一六二の一部	南秋田郡若美町野石字上八

一五三の二の一部、一五三の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	ツ面
南秋田郡若美町野石字上季台 一三の二の一部	南秋田郡若美町野石字桜沢
南秋田郡若美町野石字中八ツ面 五八の二の一部	
南秋田郡若美町野石字八ツ面台 一五二の二の一部	
南秋田郡若美町野石字上八ツ面 四三の二の一部、四五の二の一部	

秋田県告示第三百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、南秋田郡若美町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
南秋田郡若美町野石字上八ツ面 四三の三の一部	南秋田郡若美町野石字八ツ面台

秋田県告示第三百二十三号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、次のとおり平成十四年度毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「規則」といふ。）第八条の規定に基づき、告示する。

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

平成十四年七月三十一日（水）午後一時三十分から午後四時まで

(二) 場所

秋田市千秋久保田町六番六号 秋田県総合保健センター

二 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験

農薬用品目毒物劇物取扱者試験

特定品目毒物劇物取扱者試験

三 試験科目

(一) 筆記試験

毒物及び劇物に関する法規

基礎化学

(3) (2) (1) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵法その他取扱方法

(二) 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

四 受験申込みに必要な書類

受験願書 二部

添付書類

(2) (1) 戸籍抄本又は住民票の抄本 一通

写真（受験願書提出前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦九センチメートル横六・五センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）一枚

五 受験願書用紙の交付及び受験願書の受付

(一) 期間

日曜日及び土曜日を除き、平成十四年六月三日（月）から同月二十一日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

郵送による受付の場合は、締切日までの消印のあるもの限り受け付ける。

住所地を所管する健康福祉センター

六 受験手数料

(一) 額

一万五百円

(二) 納付方法

受験願書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

七 合格の発表

平成十四年八月中旬に県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

八 受験についての問い合わせ先

健康福祉部医薬事課薬務班(電話〇一八 八六〇 一四〇七)

秋田県告示第三百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田 典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
県道	新		千畑大曲線	B	大曲市丸子町二四〇番一地先から佐野町三三番地先まで	六・〇〇～一五・六〇	二・一六六
				A	大曲市丸子町二四〇番一地先から浜町四番一三まで	六・五〇～一六・〇〇	一・六一八
					大曲市丸子町二四〇番一地先から浜町四番一三まで	六・五〇～一六・〇〇	一・六一八

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
(二) 期間 平成十四年五月七日から同日二十日まで

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。
平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第三百二十五号

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名又は名称	住所		名称	所在地
第四〇八号	荒木孝広	能代市朴瀬字村下大川七四番地	幼苗の育成	荒木農園	能代市朴瀬

秋田県告示第三百二十六号
 次の生産事業者の死亡により、林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条
 第一項の規定による登録を抹消したので、告示する。

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

登録番号 第三九六号	氏名又は名称	住 所	生産事業者	生産事業の内容	名 称	所 在 地
	荒木茂男					

秋田県告示第三百二十七号
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとお
 り生産事業者を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき公告する。

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

登録番号 第四一〇号	氏名又は名称	住 所	生産事業者	生産事業の内容	名 称	所 在 地
	佐藤達郎					

秋田県告示第三百二十八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年
 十月二十九日付け指令仙建 二十八 三で許可した開発行為に関する工事が完了した
 ので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十四年五月七日

二 開発区域に含まれる地域の名称

大曲市美原町四十三番一、四十六番二、五十番一、八十五番、八十六番一、八十
 七番一、八十八番一及び八十九番一

秋田県告示第三百二十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百
 四十九号）第三十五条の十第一項の規定により、認定液化石油ガス販売事業者の認定
 を次のとおり取り消したので、同法第八十八条第二項の規定に基づき、公示する。

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 湯沢市田町二丁目一番三号
 湯沢開発株式会社 代表取締役 高橋 義明

秋田県知事 寺田典城

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 株式会社 山一 代表取締役 西村 紀一郎	住 所 秋田市中通二丁目五番 二十号	認定取消年月日 平成十四年四月二十二日
---	--------------------------	------------------------

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日
平成十四年四月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
花岡平和記念会
- 三 代表者の氏名
川田 繁 幸
- 四 主たる事務所の所在地
大館市豊町二番三十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、第二次世界大戦中にひき起こされた中国人強制連行による「花岡事件」をとおして、加害の地である大館の市民が、この事件を風化させることなく、この地に在住する人々が自ら積極的に平和を希求し、それを具現化する「花岡記念館」を建設し、そこでの活動を基調として日中の平和と交流に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名 大館市下代野字下代野八十番地 " 釈迦内字板子石六番地 " " 二十六番地 " " 沼館字神田表百九十二番地三 " " 五十五番地二 " " 釈迦内字稻荷山下百三番地 " " 字釈迦内九十八番地 " 松木字松木三十三番地	菅原俊成 菅原金明 菅原忠博 桜庭 保 畠山 義雄 木村 与勝 菅原 正康
--	---

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

一 河辺郡雄和町相川土地改良区 就任理事の住所及び氏名 河辺郡雄和町相川字高野百四十三番地 " " " 百三十八番地 " " " 字銅屋百七十五番地一 " " " 二百六十一番地一 " " " 百七十六番地	伊藤 錚悦 伊藤 邦夫 渡辺 雄孝 金 專 昭弘 金 昭 弘
二 南秋田郡真崎堰土地改良区 退任理事の住所及び氏名 南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚百二十八番地 飯田川町土地改良区 退任理事の住所及び氏名 南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚百二十八番地	小玉 順一 小玉 順一
三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南秋田郡昭和町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。	小玉 順一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から次のとおり役員の内出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺田典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十四年五月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県営土地改良事業（大蔵地区緊急生産調整推進排水対策特別事業）
完了年月日 平成十四年三月二十七日
- 二 県営土地改良事業（待入地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成十四年三月二十九日
- 三 県営土地改良事業（龍毛地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成十四年三月二十九日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十四年五月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 烏海町
(一) 完了年月日 平成九年三月十日
事業名 土地改良事業（烏海（滝ノ下ほか七）地区農村総合整備事業）
- 二 烏海町
(一) 完了年月日 平成十年三月十六日
事業名 土地改良事業（烏海（姥ヶ懐ほか十一）地区農村総合整備事業）
- 三 烏海町
(一) 完了年月日 平成十一年三月十五日
事業名 土地改良事業（烏海（八木山ほか十一）地区農村総合整備事業）
- 四 烏海町
(一) 完了年月日 平成十二年三月八日
事業名 土地改良事業（烏海地区農村総合整備事業（市町村型））
- 五 烏海町
(一) 完了年月日 平成十三年三月五日
事業名 土地改良事業（烏海地区農村総合整備統合補助事業）
- 六 烏海町
(一) 完了年月日 平成十四年一月二十二日
事業名 土地改良事業（吉谷地一地区県単小規模土地改良事業（農道整備））
- 七 象潟町土地改良区

(一) 完了年月日 平成十四年三月十九日
事業名 土地改良事業（下ノ堰地区基盤整備促進事業）
八 岩城町

- (一) 完了年月日 平成十四年三月二十七日
事業名 土地改良事業（道川地区中山間地域総合整備事業）
- 九 由利町東中沢字中沢七十鈴木憲一ほか十三人
(一) 完了年月日 平成十三年十二月十一日
事業名 土地改良事業（東中沢地区県単小規模土地改良事業）

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十四年五月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 平鹿町土地改良区
認可年月日 平成十四年四月二十四日
- 二 十文字町睦合土地改良区
認可年月日 平成十四年四月二十五日

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年五月七日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 - (二) 超音波診断装置 二式
 - (三) 購入物品の仕様等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
 - (五) 納入期限
 - (六) 平成十四年六月二十一日（金）
 - (七) 納入場所
 - (八) 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

- 三 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (三) 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年五月七日(火)から同月十六日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年五月二十二日(水)午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六

号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
サーバ 二式
- (二) 購入物品の仕様等
- (三) 入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期限
平成十四年六月二十八日(金)
- (五) 納入場所
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (三) 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年五月七日(火)から同月十六日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年五月二十四日(金)午前十一時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
高速溶媒抽出装置 二台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十四年六月二十一日(金)
 - (四) 納入場所
秋田県環境センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年五月七日(火)から同月十六日(木)までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年五月二十二日(水)午後一時四十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年五月七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量

- (一) 高速液体クロマトグラフ装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十四年六月二十一日(金)
- (四) 納入場所
秋田県環境センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三)(二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
 - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年五月七日(火)から同月十六日(木)までの期間、随時交付する。
 - 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年五月二十二日(水)午後二時
秋田県庁地下一階管財課入札室
 - 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
 - 六 その他
 - (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
規則第六十六各号に規定するところによる。

<p>(三) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。</p> <p>(四) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。</p> <p>(五) その他 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>教育委員会告示</p> <p>秋田県教育委員会告示第六号 次のとおり教育委員会会議を開催する。 平成十四年五月七日</p> <p>秋田県教育委員会委員長 米田 愛治</p> <p>一 日時 平成十四年五月八日 午前十時四十分</p> <p>二 場所 教育委員会室</p> <p>三 案件</p> <p>(二)(一) 秋田県産業教育審議会委員の任命について</p> <p>その他 他一件</p>	<p>収用委員会告示</p> <p>秋田県収用委員会告示第二号 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。 平成十四年五月七日</p> <p>秋田県収用委員会会長 豊口 祐一</p> <p>一 起業者の名称 昭和町 代表者 昭和町長 千田 鐵太郎</p> <p>二 事業の種類 秋田都市計画道路事業 三・五・百七号 四季の道</p> <p>三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</p>
--	--	--

(別紙図に示す部分に限る。なお、別紙図の記載は省略し、その図面は、建設交通部建設管理課に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県南秋田郡飯田川町下虻川字上谷地	土地の所在	百六十六番	地番	田	公簿	地目	地積 (平方メートル)	収用しようとする土地の面積 (平方メートル)
							千五百七十一	千五百七十一・二二
							登記簿上	実測
								四百六十八・三二

四 土地所有者の氏名及び住所

諸橋 正弘

秋田市泉中央六丁目十番一号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

小林 房光

南秋田郡昭和町大久保字堤の上二十三番地一

耕作権

六 裁決手続の開始を決定した日

平成十四年四月二十二日

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄